

## 中部運輸局自動車交通部

令和6年6月7日 14:00発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 久世、猪飼

Tel 052-952-8038

## 乗合バス事業者に対する集中監査の実施について

中部運輸局では、自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、年間監査計画において乗合バス、タクシー、トラックの事業ごとに「集中監査月間」を設け、効率的かつ効果的な監査・指導の実施に努めております。

今年度も、7月を乗合バス事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する事業者）の集中監査月間とし、特に今期は2024年問題となっている運転者の労働時間等の改正基準告示の遵守状況を確認することは重要なものと考え、以下のとおり「重点監査項目」を定めて監査を実施いたします。

今回の集中監査月間の結果につきましては、8月に速報値等を公表する予定です。

なお、タクシー、トラックの集中監査月間についても今後予定しており、乗合バスと同様にあらかじめお知らせいたします。

## ＜重点監査項目＞

- （1）国土交通省の告示で定める基準に従った運転者の勤務時間及び乗務時間の遵守状況
- （2）健康診断、適性診断の受診及びその結果に基づく指導状況
- （3）車両の点検及び整備の状況